

[公益法人の会計 第1回]

現在の公益法人会計基準は一般的に「平成 20 年基準」と呼ばれています。この基準は、平成 18 年に公益法人制度改革関連三法が成立したことを踏まえ、平成 16 年に改正された「平成 16 年基準」に、会計基準の体系や財務諸表の定義などの変更を加えたものです。

ちなみに、平成 16 年基準では、それまでの収支計算中心からフロー式正味財産増減計算中心へ移行するなど、株式会社の会計である企業会計を導入することで、より分かりやすい情報公開を目指した改正が行われました。

今回は、平成 20 年基準に定める資産の貸借対照表価額の規定を、わかりやすく表にまとめましたのでご紹介します。

評価の原則	取得価額		
受取手形	取得価額－貸倒引当金		
未収金			
貸付金等			
有価証券	満期保有目的債券	取得価額、但し償却原価法適用あり	
	子会社株式	取得価額	
	関連会社株式		
	上記以外の有価証券	市場価格あり	時価
市場価格なし		取得価額	
外国通貨	決算時の為替相場により円換算		
外貨預金			
外貨建債権債務			
外貨建有価証券	子会社株式	取得価額	
	関連会社株式		
	上記以外の外貨建有価証券	決算時の為替相場により円換算	
棚卸資産	時価下落なし	取得価額	
	時価下落あり	時価又は取得価額	
有形固定資産	取得価額－減価償却累計額		
無形固定資産			
強制評価減	資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない		